

内閣総理大臣

野田 佳彦 様

要 望 書

平成24年 9 月 21 日

いわき市議会議長

蛭田 克

昨年3月11日の東日本大震災の発生以来、あらゆる分野において御支援・御協力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

本市議会としましては、市民の皆様の声に広く耳を傾け、復旧・復興に向けた諸課題について議論を深めるべく、昨年の6月定例会において「東日本大震災復興特別委員会」を設置し、以来、鋭意検討を重ねてまいりました。

今日、東日本大震災の発生から1年6カ月余りが経過しましたが、大震災と福島第一原子力発電所の事故による傷跡はあまりにも深く、本市においても、全市を挙げて復旧・復興に邁進してきたものの、未だ解決に至らない問題や、新たに顕在化してきた課題も少なくないところであり、市の自助努力のみでは対応が非常に困難な問題も山積しております。

つきましては、このような状況を御賢察の上、次の事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1 生活再建支援・居住環境整備について

(1) 「町外コミュニティ（仮の町）」構想

「町外コミュニティ（仮の町）」構想については、これまで前例がなく、また、法律の問題をはじめ、道路、上下水道、住宅などのインフラの整備や帰還後の後処理問題、さらには学校、医療、雇用などの課題等も有することから、当該構想を進めるに当たっては、国又は県がリーダーシップを発揮し、関係自治体のまちづくり構想等への影響に十分に配慮しながらそれぞれの意見を反映させ、一定の方針を示すとともに、必要かつ継続的な支援を行うこと。

2 地域産業再生・復興及び雇用対策について

(1) 福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の採択

本補助事業について、地域の期待が大きいのにもかかわらず、競争率が高く採択件数が少ない状況であることから、財源を確保した上、予算措置を行い、採択の追加・拡大をはかること。

(2) ふくしま産業復興企業立地補助金の補助率の堅持及び事業継続

本補助金について、当初示された補助率を引き下げる等の考え方が出されているが、被災地の産業育成・支援のために欠かせない制度であることから、補助の規模・内容・補助率等を堅持し、制度を維持・継続すること。

(3) 地元企業及び双葉8町村からの移転企業の現状に即した事業再建支援の充実

本市内で事業を再建しようとする企業にとっては、現行の支

援制度は制約が多いことから、支援制度の機能が十分に発揮されるよう、補助要件の緩和や補助金予算の増額など事業再建支援を充実・強化すること。

3 防災まちづくり及び原子力災害対策について

(1) 原発事故に係る継続補償

原子力事故は収束しておらず、市民はいまだ厳しい生活を強いられている実情がある。原子力発電所事故に対する補償について、現在のところ平成23年12月までの補償はなされているものの、その後の期間における補償も確実に行うこと。

(2) 原子力規制庁及び放射線総合医学研究所等の誘致

原子力規制委員会の事務処理を行う原子力規制庁を本市に設置すること。

また、原子力発電所事故の被害自治体である本市に、放射線総合医学研究所など放射線対策の機関を置き、放射線の人体への影響に関する研究及び放射線による人体への障害の予防、診断並びに治療に関する研究開発を行うこと。

(3) 「原発事故子ども被災者支援法」への本市の指定等

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」において、本市を支援対象地域として指定すること及び、今後具体的施策などを検討する委員会（会議）に本市を参画させること。

(4) 放射線測定体制のシステムと管理の一元化

国、福島県が置いているモニタリングポストについて、地域

間でのばらつきなく適正な場所に再配置するとともに、その管理についても責任の所在を明確にし、機器の故障・不具合がある場合には即対応できる体制をつくること。

(5) 町外コミュニティ（仮の町）の制度設計の早期確立

町外コミュニティ（仮の町）の制度設計を早期に確立し本市に示すとともに、町外コミュニティ（仮の町）が本市に設置された場合においては、市民サービスが低下することが無いよう、本市も被災自治体であることを鑑み、永続的に財政措置を行うこと。

総務大臣

川端 達夫 様

要 望 書

平成24年 9 月 21 日

いわき市議会議長

蛭田 克

昨年3月11日の東日本大震災の発生以来、あらゆる分野において御支援・御協力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

本市議会としましては、市民の皆様の声に広く耳を傾け、復旧・復興に向けた諸課題について議論を深めるべく、昨年の6月定例会において「東日本大震災復興特別委員会」を設置し、以来、鋭意検討を重ねてまいりました。

今日、東日本大震災の発生から1年6カ月余りが経過しましたが、大震災と福島第一原子力発電所の事故による傷跡はあまりにも深く、本市においても、全市を挙げて復旧・復興に邁進してきたものの、未だ解決に至らない問題や、新たに顕在化してきた課題も少なくないところであり、市の自助努力のみでは対応が非常に困難な問題も山積しております。

中でも、「町外コミュニティ（仮の町）」に関する事項については、避難者である双葉8町村の住民はもとより、本市市民の間でも非常に関心が高くなっております。

つきましては、このような状況を御賢察の上、次の事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

「町外コミュニティ（仮の町）」について

(1) 「町外コミュニティ（仮の町）」構想

「町外コミュニティ（仮の町）」構想については、これまで前例がなく、また、法律の問題をはじめ、道路、上下水道、住宅などのインフラの整備や帰還後の後処理問題、さらには学校、医療、雇用などの課題等も有することから、当該構想を進めるに当たっては、国又は県がリーダーシップを発揮し、関係自治体のまちづくり構想等への影響に十分に配慮しながらそれぞれの意見を反映させ、一定の方針を示すとともに、必要かつ継続的な支援を行うこと。

(2) 町外コミュニティ（仮の町）の制度設計の早期確立

町外コミュニティ（仮の町）の制度設計を早期に確立し本市に示すとともに、町外コミュニティ（仮の町）が本市に設置された場合においては、市民サービスが低下することが無いよう、本市も被災自治体であることを鑑み、永続的に財政措置を行うこと。

文部科学大臣

平野 博文 様

要 望 書

平成24年 9 月 21 日

いわき市議会議長

蛭田 克

昨年3月11日の東日本大震災の発生以来、あらゆる分野において御支援・御協力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

本市議会としましては、市民の皆様の声に広く耳を傾け、復旧・復興に向けた諸課題について議論を深めるべく、昨年の6月定例会において「東日本大震災復興特別委員会」を設置し、以来、鋭意検討を重ねてまいりました。

今日、東日本大震災の発生から1年6カ月余りが経過しましたが、大震災と福島第一原子力発電所の事故による傷跡はあまりにも深く、本市においても、全市を挙げて復旧・復興に邁進してきたものの、未だ解決に至らない問題や、新たに顕在化してきた課題も少なくないところであり、市の自助努力のみでは対応が非常に困難な問題も山積しております。

とりわけ、原子力災害に対する補償と放射線への対策については、本市市民にとって非常に大きな問題であり、継続して対応してゆくことが必要と考えております。

つきましては、このような状況を御賢察の上、次の事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

防災まちづくり及び原子力災害対策について

(1) 原発事故に係る継続補償

原子力事故は収束しておらず、市民はいまだ厳しい生活を強いられている実情がある。原子力発電所事故に対する補償について、現在のところ平成23年12月までの補償はなされているものの、その後の期間における補償も確実にを行うこと。

(2) 放射線総合医学研究所等の誘致

原子力発電所事故の被害自治体である本市に、放射線総合医学研究所など放射線対策の機関を置き、放射線の人体への影響に関する研究及び放射線による人体への障害の予防、診断並びに治療に関する研究開発を行うこと。

(3) 放射線測定体制のシステムと管理の一元化

国、福島県が置いているモニタリングポストについて、地域間でのばらつきなく適正な場所に再配置するとともに、その管理についても責任の所在を明確にし、機器の故障・不具合がある場合には即対応できる体制をつくること。

経済産業大臣

枝野 幸男 様

要 望 書

平成24年 9 月 21 日

いわき市議会議長

蛭田 克

昨年3月11日の東日本大震災の発生以来、あらゆる分野において御支援・御協力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

本市議会としましては、市民の皆様の声に広く耳を傾け、復旧・復興に向けた諸課題について議論を深めるべく、昨年の6月定例会において「東日本大震災復興特別委員会」を設置し、以来、鋭意検討を重ねてまいりました。

今日、東日本大震災の発生から1年6カ月余りが経過しましたが、大震災と福島第一原子力発電所の事故による傷跡はあまりにも深く、本市においても、全市を挙げて復旧・復興に邁進してきたものの、未だ解決に至らない問題や、新たに顕在化してきた課題も少なくないところであり、市の自助努力のみでは対応が非常に困難な問題も山積しております。

とりわけ、本市地元企業や双葉8町村地域から避難し移転してきた企業が本市内で事業を再建しようとする場合、事業用機材の買いかえには補助が十分でなく、機材のリース料は東京電力から補償されないなど、多くの制約の中での再建を強いられていることから、再建に至るまでの間、経営体力の維持が大変懸念される状況にあります。

つきましては、このような状況を御賢察の上、次の事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1 地域産業再生・復興及び雇用対策について

(1) 福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の採択

本補助事業について、地域の期待が大きいにもかかわらず、競争率が高く採択件数が少ない状況であることから、財源を確保した上、予算措置を行い、採択の追加・拡大をはかること。

(2) ふくしま産業復興企業立地補助金の補助率の堅持及び事業継続

本補助金について、当初示された補助率を引き下げる等の考え方が出されているが、被災地の産業育成・支援のために欠かせない制度であることから、補助の規模・内容・補助率等を堅持し、制度を維持・継続すること。

(3) 地元企業及び双葉8町村からの移転企業の現状に即した事業再建支援の充実

本市内で事業を再建しようとする企業にとっては、現行の支援制度は制約が多いことから、支援制度の機能が十分に発揮されるよう、補助要件の緩和や補助金予算の増額など事業再建支援を充実・強化すること。

2 原子力災害対策について

(1) 原発事故に係る継続補償

原子力事故は収束しておらず、市民はいまだ厳しい生活を強いられている実情がある。原子力発電所事故に対する補償について、現在のところ平成23年12月までの補償はなされているものの、その後の期間における補償も確実に行うこと。

環境大臣

細野 豪志 様

要 望 書

平成24年 9 月 21 日

いわき市議会議長

蛭田 克

昨年3月11日の東日本大震災の発生以来、あらゆる分野において御支援・御協力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

本市議会としましては、市民の皆様の声に広く耳を傾け、復旧・復興に向けた諸課題について議論を深めるべく、昨年の6月定例会において「東日本大震災復興特別委員会」を設置し、以来、鋭意検討を重ねてまいりました。

今日、東日本大震災の発生から1年6カ月余りが経過しましたが、大震災と福島第一原子力発電所の事故による傷跡はあまりにも深く、本市においても、全市を挙げて復旧・復興に邁進してきたものの、未だ解決に至らない問題や、新たに顕在化してきた課題も少なくないところであり、市の自助努力のみでは対応が非常に困難な問題も山積しております。

つきましては、このような状況を御賢察の上、次の事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

防災まちづくり及び原子力災害対策について

(1) 原子力規制庁の誘致

原子力規制委員会の事務処理を行う原子力規制庁の事務所を本市に設置すること。

(2) 放射線測定体制のシステムと管理の一元化

国、福島県が置いているモニタリングポストについて、地域間でのばらつきなく適正な場所に再配置するとともに、その管理についても責任の所在を明確にし、機器の故障・不具合がある場合には即対応できる体制をつくること。

復興大臣

平野 達男 様

要 望 書

平成24年 9 月21日

いわき市議会議長

蛭田 克

昨年3月11日の東日本大震災の発生以来、あらゆる分野において御支援・御協力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

本市議会としましては、市民の皆様の声に広く耳を傾け、復旧・復興に向けた諸課題について議論を深めるべく、昨年の6月定例会において「東日本大震災復興特別委員会」を設置し、以来、鋭意検討を重ねてまいりました。

今日、東日本大震災の発生から1年6カ月余りが経過しましたが、大震災と福島第一原子力発電所の事故による傷跡はあまりにも深く、本市においても、全市を挙げて復旧・復興に邁進してきたものの、未だ解決に至らない問題や、新たに顕在化してきた課題も少なくないところであり、市の自助努力のみでは対応が非常に困難な問題も山積しております。

中でも、「町外コミュニティ（仮の町）」に関する事項については、避難者である双葉8町村の住民はもとより、本市市民の間でも非常に関心が高くなっております。

つきましては、このような状況を御賢察の上、次の事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1 「町外コミュニティ（仮の町）」について

(1) 「町外コミュニティ（仮の町）」構想

「町外コミュニティ（仮の町）」構想については、これまで前例がなく、また、法律の問題をはじめ、道路、上下水道、住宅などのインフラの整備や帰還後の後処理問題、さらには学校、医療、雇用などの課題等も有することから、当該構想を進めるに当たっては、国又は県がリーダーシップを発揮し、関係自治体のまちづくり構想等への影響に十分に配慮しながらそれぞれの意見を反映させ、一定の方針を示すとともに、必要かつ継続的な支援を行うこと。

(2) 町外コミュニティ（仮の町）の制度設計の早期確立

町外コミュニティ（仮の町）の制度設計を早期に確立し本市に示すとともに、町外コミュニティ（仮の町）が本市に設置された場合においては、市民サービスが低下することが無いよう、本市も被災自治体であることを鑑み、永続的に財政措置を行うこと。

2 防災まちづくり及び原子力災害対策について

(1) 原発事故に係る継続補償

原子力事故は収束しておらず、市民はいまだ厳しい生活を強いられている実情がある。原子力発電所事故に対する補償について、現在のところ平成23年12月までの補償はなされているものの、その後の期間における補償も確実にを行うこと。

(2) 「原発事故子ども被災者支援法」への本市の指定等

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」において、本市を支援対象地域として指定すること及び、今後具体的施策などを検討する委員会（会議）に本市を参画させること。